

下記チェックリストにより調査した事項については、事実と相違ありません。

(設計者氏名)

※ 調査済の項目についてはチェック し、また、関係ない項目については横棒線 (≡) を記入してください。

都市計画区域のみ	開発照合	申請敷地は開発許可または開発協議（旧鶴岡市のみ）の手続きが必要な敷地でないか。 (開発許可で造成した宅地の場合は検査済証の写しを添付すること。また、旧鶴岡市の場合は都市計画課で配置図に開発照合印の押印必要。)	<input type="checkbox"/>
	道路関係	道路種別、道路幅員に間違いはないか。	<input type="checkbox"/>
	都市計画区域、用途地域	都市計画区域内外、用途地域に間違いはないか。	<input type="checkbox"/>
	市街化調整区域建築許可	市街化調整区域内建築許可の場合は建築許可が必用でないか。 (住宅の場合は既存建物の1.5倍以下の増改築、または延べ面積280㎡以下の建物の場合は許可不要)	<input type="checkbox"/>
	都市計画道路	都市計画道路が敷地または建物にかかからないか。 (敷地のみにかかる場合は配置図に予定線を赤で記入、建築物にかかる場合は都市計画法第54条許可の写しを添付すること。)	<input type="checkbox"/>
	高度地区	建物の高さは高度地区内の制限以下であるか。 (住居系用途地域・・・15m以下 ・商業、工業系用途地域・・・20m以下)	<input type="checkbox"/>
	地区計画区域	建設地が、地区計画区域内でないか。(地区計画区域内の場合は適合通知書の写しを添付すること。)	<input type="checkbox"/>
	土地区画整理事業区域	建設地が土地区画整理事業施工区域内でないか。 (土地区画整理事業が未完了区域内の場合は区画整理事業法第76条の許可写しを添付すること。)	<input type="checkbox"/>
任意協定	建設地が鶴岡中央工業団地任意協定区域内でないか。 (区域内の場合は事前に工業団地管理組合に届出を行うこと。)	<input type="checkbox"/>	
大規模建築行為届出制度	大規模建築行為届出制度の対象建築物等でないか。 (対象建築物等については事前に都市計画課に届出を行いその適合通知書の写しを添付すること) ※ 対象建築物等とは、建築面積>500㎡の建築物、高さが>13mの建築物、法第6条第1項第2号の建築物、高さ>15mの工作物のいずれかに該当するもの。	<input type="checkbox"/>	
官地等の有無	申請敷地内に官地等が入っていないか。また、官地等に接する場合は、官民境界が明確であるか。 (敷地内に官地等が入っている可能性がある場合や官民境界が不明確な場合は、官地等の管理者と境界立会いを行うこと。)	<input type="checkbox"/>	
マンション等建設における隣接地等への説明	マンション等（共同住宅、長屋建ての住宅を含む）を建設する際に事前に隣接地及び町内会長に説明しているか。	<input type="checkbox"/>	
建設リサイクル法	除却面積が80㎡を超える場合、建設リサイクル法の届出済であるか。 (未提出の場合は解体1週間前までに届出を行うこと。)	<input type="checkbox"/>	
災害危険区域等	建設地が危険区域に関係しないか。 (県指定の急傾斜危険区域内の場合は県知事の許可証の写しを添付。また、県条例第4条の2(かけの高さの2倍以上の水平距離の確保)に該当する恐れがある場合は原則として「かけ近接等状況調査」を事前に提出すること。)	<input type="checkbox"/>	
要綱等	申請建物が中高層建築物指導要綱(高さが概ね10mを超える建築物)、カラオケボックス指導要綱、福祉環境整備要綱(社会福祉施設、病院、コミュニティセンター等の不特定多数が利用する建築物)の対象建築物でないか。(対象建築物については協議申請書等を提出すること。)	<input type="checkbox"/>	
埋蔵文化財	申請地が埋蔵文化財包蔵地でないか。 (包蔵地の場合は社会教育課へ協議が必要)	<input type="checkbox"/>	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)	申請建物が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の対象建築物でないか。 (特別特定建築物(デパート、ホテル、店舗、飲食店など不特定多数がする建築物)で2000㎡以上建築をおこなうもの場合は認定申請が必要。)	<input type="checkbox"/>	
省エネ法	申請建物が省エネ法の対象建築物でないか。 (対象建築物(2000㎡以上の建築物)については省エネ計画書を添付すること。)	<input type="checkbox"/>	
山形県みんなにやさしいまちづくり条例	申請建物がみんなにやさしいまちづくり条例の対象建築物でないか。 (対象建築物(医療施設、集会施設等の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活を営む上で特に重要な施設)については届出書を提出すること。)	<input type="checkbox"/>	
屋外広告物法	山形県屋外広告物条例について協議済みであるか。 (広告塔、看板等を設置する場合は、事前に庄内総合支庁建設総務課に協議を行うこと。)	<input type="checkbox"/>	
工場立地法	申請建築物が工場立地法に基づく特定工場でないか。(下記①の業種であって②のいずれかに該当) ①製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業 ②敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積(水平投影面積)の合計が3,000㎡以上	<input type="checkbox"/>	

■■ 建築確認申請受付時チェックリスト ■■

1 設計者の資格等 【申請に係る建築物が下表のどこに該当するか、チェック欄に記入してください。】

チェック欄	延べ面積 L (㎡)	木造建築物				RC造・CB造・無筋CB造・煉瓦造・石造・S造		
		平屋建	2階建	3階建	高さ>13m 又は軒高>9m	高さ≤13m かつ軒高≤9m		高さ>13m 又は軒高>9m
						平屋、2階建	3階建以上	
<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④	L ≤ 30	①			①			
	30 < L ≤ 100	①			③			
	100 < L ≤ 300	②			③			
	300 < L ≤ 500	③			③			
	500 < L ≤ 1000	一般	③		④			
	1000 < L	特建	③		④			

- ①：資格不要 ②：1級・2級・木造建築士でなければならない
 ③：1級・2級建築士でなければならない ④：1級建築士でなければならない

※ 県条例により、上表に加えて1. 特殊建築物で50㎡を超えるもの 2. 防火地域又は準防火地域内で50㎡を超えるものは③に該当します。

2 書類の確認

●必ず必要なもの 【書類があるか確認し、チェックしてください。】

番号	書類名	備考
1	<input type="checkbox"/> 確認申請書及び添付図書 正本 1部	設計者の資格記載、記名押印が全ての図書（構造計算書は表紙のみ）にあること
2	<input type="checkbox"/> 同 副本 1部	
3	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 1部	
4	<input type="checkbox"/> 建築工事届 1部	

●上記に追加して必要なもの 【条件で該当した場合に必要な書類があるか確認のうえチェックしてください。】

条 件	必要書類
<input type="checkbox"/> 浄化槽がある。	浄化槽設置調書 3部
<input type="checkbox"/> 申請を代理者に委任している。	委任状 1部

3 手数料の確認【該当欄に金額等を記入してください。】

	手数料算定基準床面積 L (㎡)	申請手数料 (円)	棟数等	計 (円)	摘要
確認申請手数料	L ≤ 30	8,000	/		
	30 < L ≤ 100	14,000			
	100 < L ≤ 200	21,000			
	200 < L ≤ 500	27,000			
	500 < L ≤ 1,000	49,000			
	1,000 < L ≤ 2,000	68,000			
	2,000 < L ≤ 10,000	204,000			
	10,000 < L ≤ 50,000	328,000			
	50,000 < L	623,000			

4 消防同意【該当する方にチェックしてください。】

<input type="checkbox"/> 消防同意が必要	<input type="checkbox"/> 消防同意が不要
----------------------------------	----------------------------------

市町村受付担当記入欄

チェック欄	書類送付先	
<input type="checkbox"/>	消防同意が必要	確認申請書及び添付図書 正本 1部 ⇒ 各消防部局 その他すべての書類等 ⇒ 各総合支庁建設部建築課 (浄化槽設置調書は一部市町村担当課へ)
<input type="checkbox"/>	消防同意が不要	すべての書類 ⇒ 各総合支庁建設部建築課 (浄化槽設置調書は一部市町村担当課へ)

手数料貼付用紙

貼
付
欄